

報道関係者 各位

平成 31 年 4 月 24 日

【照会先】

人材開発統括官付政策企画室
室長 立石 祐子
職業能力開発指導官 田井 裕貴
(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5602)
(直通電話) 03(3595)3377

「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」の認定マークが決定しました

～認定の対象を拡大して、ガイドラインを分かりやすく改正～

厚生労働省では、民間職業訓練機関における職業訓練サービスの質の向上を推進するため、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を策定し、ガイドラインに適合する民間教育訓練機関の事業所を認定する「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定事業」を実施しています。

このたび、認定を受けた事業所が、職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいることをよりアピールできるよう、認定マークを決定しましたので、お知らせします。

また、さらにこの取組を推進するため、

① 平成31年度の認定事業(※)から、認定の対象を拡大しました。

(公的職業訓練の質の向上に取り組む民間教育訓練機関の事業所に加え、雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者の事業所に拡大)

② ガイドラインについて、民間教育訓練機関がよりわかりやすく、取り組みやすくなるよう、自己診断表の整理や補足説明の充実等の改正を行いました。

厚生労働省では、民間職業訓練機関における職業訓練サービスの質の向上をさらに推進していくため、認定マークやガイドラインの周知を図っていきます。

※今年度のガイドライン適合事業所認定は、秋頃の開始を予定しています。

■ 「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」の認定マーク

【マークの解説】

人材開発行政の最重要施策の一つであり、職業訓練サービスの代表格である公的職業訓練のイメージキャラクターの「ハロトレくん」をモチーフに、職業訓練サービスガイドラインに基づき質の向上に取り組む事業所であることを認定された優良な事業所であることをメダルとリボンをイメージしたデザインで表現している。

【ロゴマークの制作者】

柿原 さゆりさん (北海道富良野市)

※「ハロトレくん」制作者



認定証発行番号
第 0000TC0000(0)号

別添1：「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」改定のポイント

別添2：「民間教育訓練機関に対する質向上の取組支援」の概要

別添3：民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン

参考：民間教育訓練機関における職業サービスガイドラインの詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html